

## 高校等での学びを経済的に支える制度について

島根県等では、高校等での学びを経済的に支える制度を設けています。経済的に不安を感じておられる場合には、まず各学校の担当教職員・担任に相談をしてください。

制度には主として以下のものがあります。

(平成25年度以前の入学者と、平成26年度以降の入学者では利用できる制度や内容が異なる場合があります。)

### 1. 授業料減免制度

月々の授業料の全てまたは一部を払わなくてもよいとする制度

- 進学後の高校で手続きをします。
- 失業・保護者の病気などで急に経済的に苦しくなった時に申し込むこともできます。

### 2. 高等学校等就学支援金制度

授業料負担を軽減するための制度

- 授業料の範囲内で支給されるもので、学校の設置者が受け取り、授業料に充てます。
- 申請が必要です。

### 3. 高等学校等奨学のための給付金制度

授業料以外の負担を軽減するための制度

- 申請が必要です。

### 4. 奨学金・就(修)学資金制度 (入学年度を問わない)

資金を貸したり給付したりする制度

- 銀行などから借りた場合に比べて、つぎのような点で返しやすくなっています。
- ・金利が付かない。
- ・返す期間が10～20年と長いものが多い。
- ・返すことが難しい場合、支払いを待ってもらう制度がある。

#### (1) 主要な奨学金 (貸与～借りた資金を返す必要がある資金)

制度名	金額等	大まかな条件
<small>こうとうがっこうしょうがくしきん</small> <b>高等学校等奨学資金</b> (島根県育英会)	<small>しょうがくしきん</small> <b>奨学金 (月額)</b> 国公立 自宅通学者 18,000 円 自宅外通学者 23,000 円 私立 自宅通学者 33,000 円 自宅外通学者 38,000 円	学ぶ意欲はあるが、経済的な理由で高校での学習が難しい島根県出身の生徒
無利子 中学3年で申し込みます。 高校でも申し込みます。	<small>にゅうがくしたくしきん</small> <b>入学支度金 (入学時に必要な資金)</b>	

急に経済的に苦しくなった場合にも申し込めます。	を貸す制度。入学時に1回のみ) 私立学校への入学者 23,100円	
生活福祉資金・教育支援資金 (島根県社会福祉協議会)  無利子  いつでも申し込めます。	教育支援費(月額) 高校 35,000円以内 ----- 就学支度費(入学時に必要な資金を貸す制度。入学時1回のみ) 50万円以内	島根県内に住んでいて、島根県育英会など他の奨学金・就学資金を借りることが難しいと認められる家族。 ※他の資金と重複する範囲については一部利用できません。
母子父子寡婦福祉資金 (各福祉事務所)  無利子  中学3年で申し込めます。 一人親家庭などになった時に申し込めます。	修学資金(月額) 高校 国公立 自宅通学者 27,000円 自宅外通学者 34,500円 私立 自宅通学者 45,000円 自宅外通学者 52,500円 ----- 就学支度金(入学時に必要な資金を貸す制度。入学時1回のみ) 国公立 自宅通学者 15万円 自宅外通学者 16万円 私立 自宅通学者 41万円 自宅外通学者 42万円	母子家庭、父子家庭、父母のない家庭。  ※他の資金とあわせての利用はできません。 ※扶養する子の人数によって収入制限があります。
交通遺児育英会奨学金 (公益財団法人 交通遺児育英会)  無利子 中学3年で申し込めます。 高校でも申し込めます。	奨学金(月額) 20,000円、30,000円、40,000円 から選択 ----- 入学一時金(入学時1回のみ) 20万円、40万円、60万円 から選択	保護者の方が道路上の交通事故で死亡、または重い後遺障害により働けず、経済的に困っている家庭。 ※他の奨学金とあわせて利用できます。
あしなが育英会奨学金 (あしなが育英会)  無利子 中学3年で申し込めます。 高校でも申し込めます。	奨学金(月額) 国公立 25,000円 私立 30,000円 入学一時金(入学時1回のみ) 私立高校 30万円	保護者が病気や災害(交通事故を除く)または自死(自殺)などで亡くなった場合や、著しい後遺障害のため働けず、経済的に困っている方。

※奨学金を返す方法について 【島根県育英会高等学校等奨学金の場合】

県立高校(全日制)自宅通学で3年間借りた場合

一月分の金額 18,000円×12ヶ月×3年 = 総額 648,000円

返す回数 例 毎月同じ金額を返す場合

借りた額 648,000円÷返す回数 108回 = 6,000円(一回に返す金額)

※一回の返す金額が1万円を超えないように返す回数が決めています。

- ・高校を3月に卒業した場合、その年の10月から返還がはじまります。
- ・高校卒業後、進学しているなどの理由があれば、6年を超えない期間、返すことをまっもらうこともできます。

## (2) 主要な奨学金（給付～返すことをもとめられないもの）

就学資金名	給付額	大まかな条件
<small>きゅうふしやうがくきん</small> <b>給付奨学金</b> （公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部）	一人当たり 15 万円	学ぶ意欲はあるが、経済的な理由で高校での学習が難しい生徒で、校長の推薦を受けた者（原則として、各高等学校 1 名以内）
<small>しやうがくいくえいしきん</small> <b>セントジョセフ奨学育英資金</b> （公益信託カトリック・マリア会）	月額 20,000 円	経済的理由により、高校での学びが難しいが、学習意欲が高く、生活態度も落ち着いている生徒。
<small>こうえきしんたく</small> <b>公益信託アフラックがん遺児奨学基金</b> （株式会社りそな銀行）	月額 25,000 円	がんにより主たる生計維持者を失った遺児で、経済的理由により援助を必要とする生徒。全国で 120 名程度。
<small>しやうに けいけんしや</small> <b>アフラック小児がん経験者奨学金</b> （公益財団法人がんの子どもを守る会）	月額 25,000 円	18 歳未満で小児がんを発症した小児がん経験者で、経済的な理由により援助が必要な生徒。全国で 20 名程度。
<b>J. POSH奨学金まなび</b> （NPO 法人 J.POSH）	月額 10,000 円 （年額 12 万円）	本人の母親、保護者を乳がんで亡くしており（または闘病中）、経済的な理由により高等学校（高等部）の修学が困難な生徒。